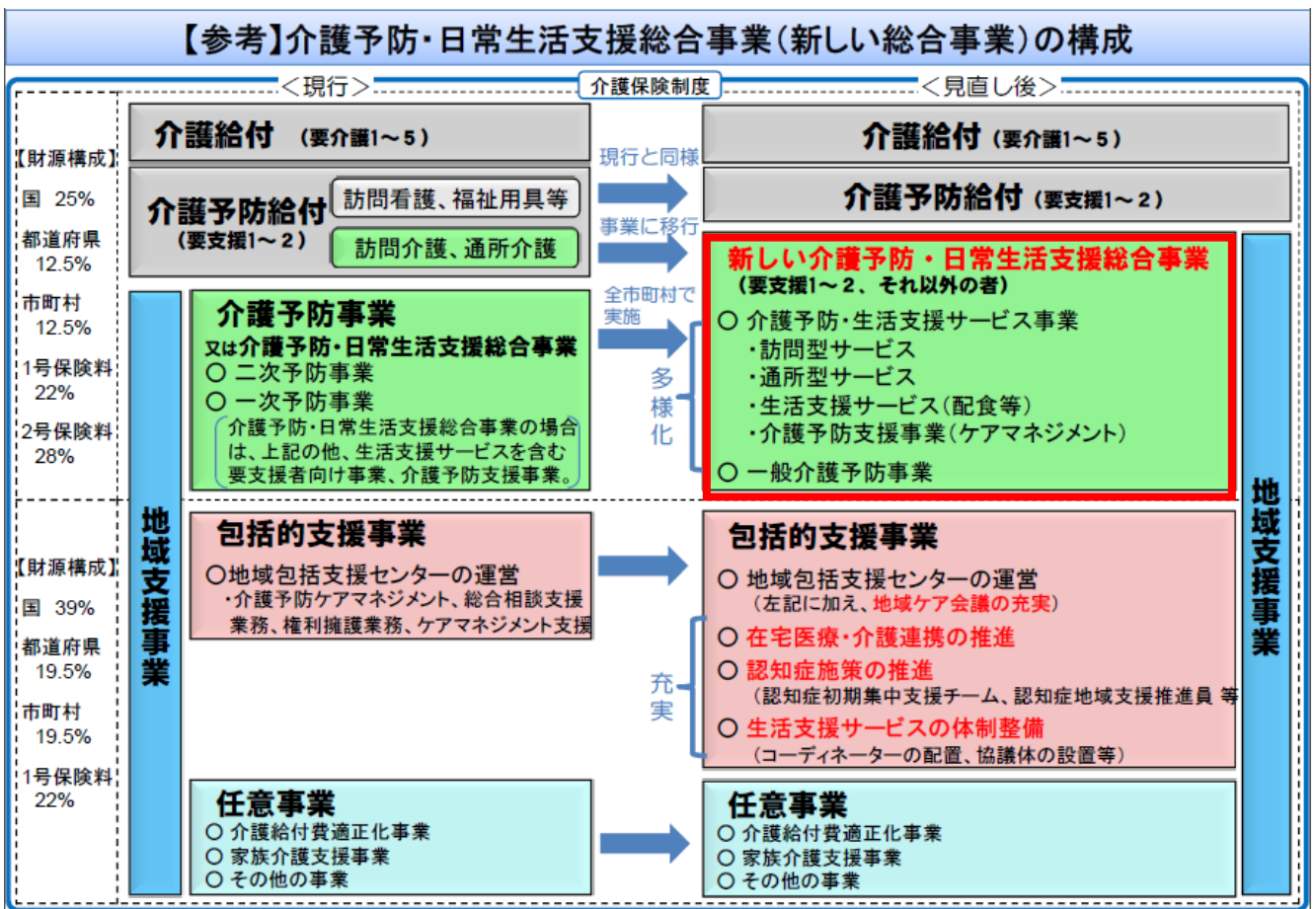


新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施（案）について

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨（国のガイドラインから引用）

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。
- ・ 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、これまで全国一律のものとして提供されていた介護予防の訪問介護・通所介護を、市町村の実施する新しい総合事業に移行し、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、「これまでの介護予防の訪問介護・通所介護」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直す。

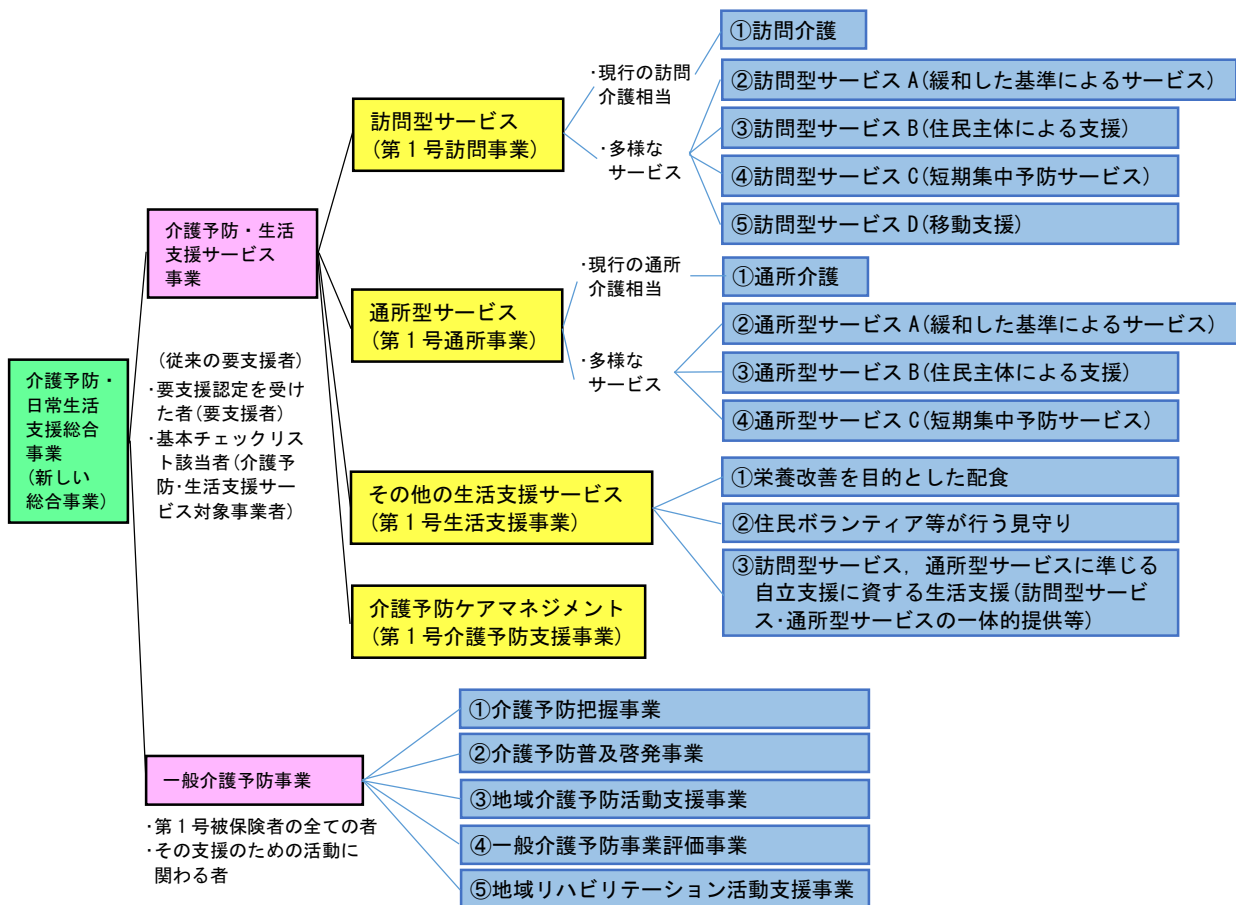
※ 新しい総合事業に係る介護保険法改正法の施行は平成27年4月1日からとされているが、その実施については猶予が認められており、本市では条例により、平成29年4月1日から実施することとしている（函館市介護保険条例 附則第3条の2）。



(資料：厚生労働省)

## ＜国が示す新しい総合事業の構成例＞

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討)



## 2 本市の新しい総合事業の実施方針

- ・ 2025 (平成 37) 年には団塊の世代が 75 歳を超え、要介護状態や要支援状態 (以下「要介護状態等」という。) となるおそれの高い後期高齢者(75 歳以上)人口は増加し続ける一方、生産年齢(15~64 歳)人口は減少していき、「支えられる側」と「支える側」の人口バランスが年々厳しい状況となっていく。
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、在宅生活を支えるための生活支援ニーズは急速に高まってくるほか、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える生産年齢人口は減少が続き、需要の増加に応じた専門職の確保はますます困難になっていく。
- ・ 新しい総合事業の実施にあたっては、こうした担い手と需要の不均衡を少しでも改善していくことが重要であり、下記の 2 点を基本目標に掲げる。

1. 効果的な介護予防の取組みにより、要介護状態等となることを予防または軽減し、75 歳以上になってもできる限り自立した生活を継続できるようにすること
2. 介護職員に限定せず地域住民のほか、要介護状態等に至っていない高齢者も支える側に加わっていく状態をつくり、介護予防、社会参加、生活支援を同時に実現できるような地域での支え合いの仕組みを構築していくこと

- ・ 基本目標に基づき、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」について、次のとおり実施する。

※ なお、既に要支援認定を受け、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方は、平成29年4月以降、認定更新までは現行の介護予防給付、認定更新後から新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用することとなる。

### <平成29年4月1日から実施するサービス>

#### ○ 介護予防・生活支援サービス事業 【対象者：要支援1～2，基本チェックリスト該当者】

##### ① 現行相当の訪問型・通所型サービス

現行の介護予防給付（訪問・通所介護）利用者へのサービス低下を招くことなく、かつ、円滑に新しい総合事業への移行を進めるため、指定事業者によるサービス実施とし、人員・設備・運営に関する基準や介護報酬・利用者負担割合は、現行どおり移行する。

##### ② 現行相当以外の多様なサービス

訪問型サービスにおいては、今後の生活援助サービスの利用増加と介護専門職（介護福祉士等）の不足に対処するため、日常の掃除・洗濯など家事支援のみを必要とする方については、一定の研修を受けた方もサービス提供できるよう、指定事業者による人員等に関する基準を緩和したサービス（A型）を実施する。

また、通所型サービスにおいては、要支援者等が自らの能力を最大限活用しつつ多様なサービスの利用を促す観点から、一定期間の訓練により生活機能の改善・維持が見込まれる方を対象に、保健・医療の専門職によるサービス（C型）を実施する。

##### ③ その他の生活支援サービス

現在、社会福祉協議会の在宅福祉ふれあいサービス事業や、市・民間事業者による配食サービス事業などにより高齢者等への生活支援が行われている。このことから、「介護予防・生活支援サービス事業」としては実施しない。

##### ④ 介護予防ケアマネジメント

利用者の居住地を担当する地域包括支援センターは、要支援者等に対してアセスメント（課題分析等）を行い、心身の状況や希望等を踏まえて、利用するサービスの種類を定めたケアプランの作成、サービス事業者等との利用調整、サービスの案内等を行う。今後、新しい総合事業の開始に向けてマニュアルを作成するとともに、開始後も事例等を積み重ねて充実を図っていく。

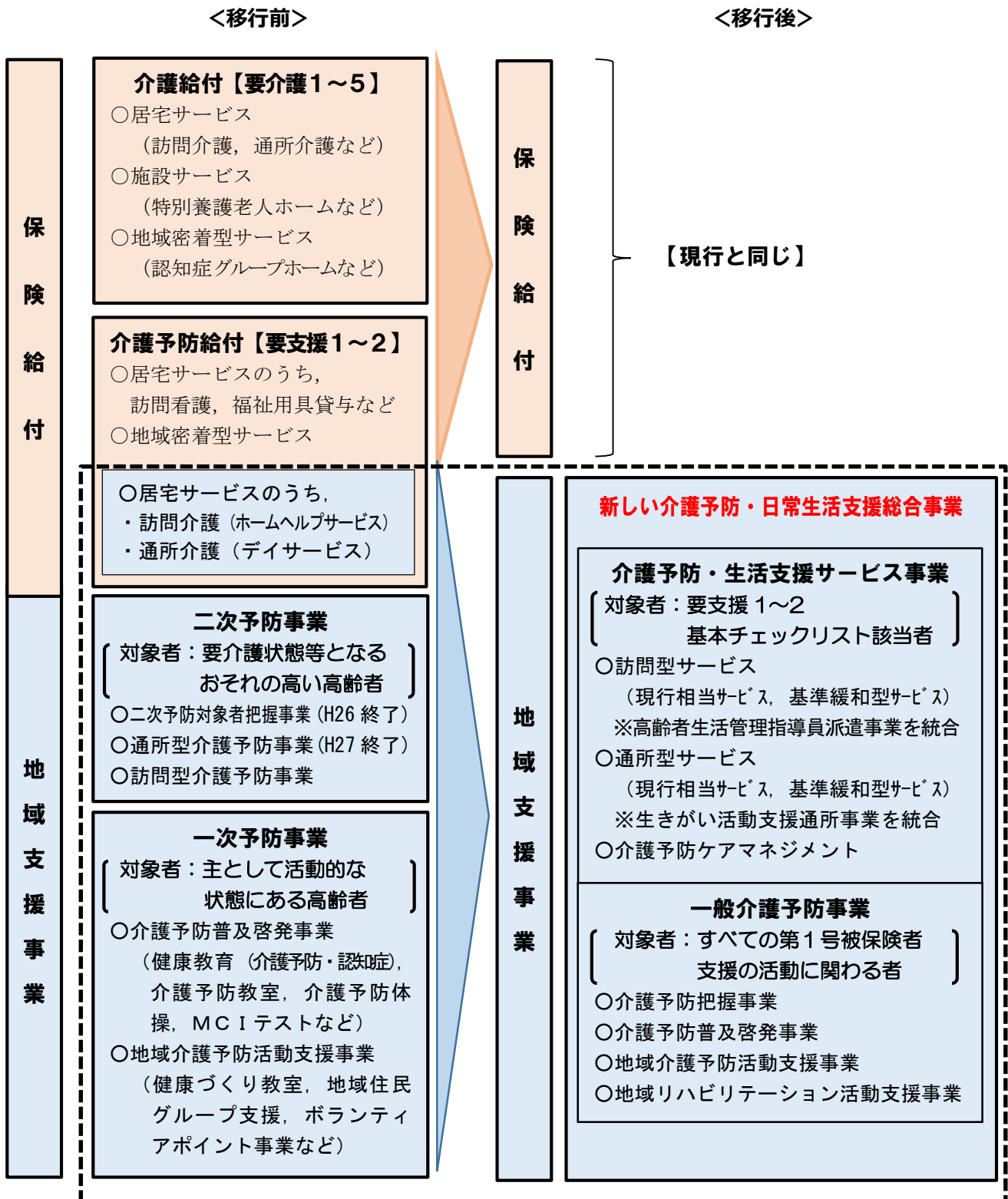
#### ○ 一般介護予防事業 【対象者：すべての第1号被保険者，支援の活動に関わる者】

現在実施している一次予防事業（主として活動的な状態にある高齢者を対象）、二次予防事業（要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象）を、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として再構築し、高齢者本人の社会参加の促進や、通いの場の拡充を含めたより効果的・効率的な介護予防の取組みを推進する。

※ なお、平成29年4月以降も生活支援体制整備事業での議論等も踏まえ、多様なサービスの実施について検討を進めていく。

### 3 本市の新しい総合事業の内容

#### (1) 新しい総合事業の構成図



## (2) 介護予防・生活支援サービス事業

### (ア) 訪問型・通所型サービス

訪問型サービス		
種別	国基準訪問型 (現行の介護予防訪問介護に相当)	訪問型A (基準緩和型サービス)
内容	身体介護または身体介護を伴う生活援助	生活援助のみ
利用者の状態像	・身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に訪問介護を利用中で、利用継続を必要とする方	・身体介護を必要としない、日常の掃除・洗濯などの家事支援のみ必要とする方
サービス提供者	指定介護サービス事業者の訪問介護員 (介護福祉士、介護職員初任者研修の修了者等)	指定介護サービス事業者の訪問介護員および一定の研修修了者 ※「一定の研修修了者」とは、市が指定する旧ヘルパー3級に準じる研修の修了者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額(月額包括報酬) ・週1回程度 11,680円/月 ・週2回程度 23,350円/月 ・週3回程度 37,040円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 ・1回 2,220円 1回60分・週2回まで 【例】 ・週1回 8,880円/月 ・週2回 17,760円/月 ※特別地域加算・小規模事業所加算・中山間地域等提供加算・同一建物利用者減算を適用する。
利用者負担	定率(負担割合証の割合 1割または2割)	定率(負担割合証の割合 1割または2割)
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準(市条例)と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和

通所型サービス		
種別	国基準通所型 (現行の介護予防通所介護に相当)	通所型C (基準緩和型サービス)
内容	日常生活上の介護および機能訓練	運動器機能や口腔機能向上の訓練 (3～6か月の短期間で実施)
利用者の状態像	・身体機能や認知機能の低下等があり、通所介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に通所介護を利用中で、利用継続を必要とする方	・運動器や口腔機能の低下等があり、一定期間機能訓練を受けることにより、機能の維持・改善が見込まれる方
サービス提供者	指定介護サービス事業者	指定介護サービス事業者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額(月額包括報酬) ・要支援1(週1回) 16,470円/月 ・要支援2(週2回) 33,770円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 ・1時間 1,400円 ・送迎加算 470円(片道) 運動:週1回 1時間または2時間 口腔:月1～2回 1時間 【例】 ・運動を週1回・2時間・送迎無し 11,200円/月 ・運動を週1回・2時間・送迎有り 14,960円/月 ※中山間地域等提供加算・送迎加算・定員超過利用減算・介護職員欠員減算を適用する。
利用者負担	定率(負担割合証の割合 1割または2割)	定率(負担割合証の割合 1割または2割)
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準(市条例)と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和



### (イ) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント		
種 別	ケアマネジメント（原則的）	ケアマネジメント（初回のみ）
内 容	利用者の介護予防および自立支援を目的として、心身その他の状況に応じて、本人の選択により適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定事業所のサービスを利用する方</li> <li>・その他地域包括支援センターが必要と判断する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントの結果、指定事業所以外のサービスや一般介護予防事業、介護保険制度外のサービス等を利用する方</li> </ul>
実施方法	アセスメント→サービス担当者会議→ケアプラン作成→モニタリング、給付管理	アセスメント→ケアマネジメント結果作成（初回のみ実施）
費用単価	現行の予防支援費と同額 （4,300 円／月） ※加算も現行どおりとする。	現行の予防支援費と同額 （4,300 円／月、初月のみ） ※加算は設定しない。
利用者負担	な し	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者本人が居住する「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」が実施</li> <li>・地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可</li> </ul>	

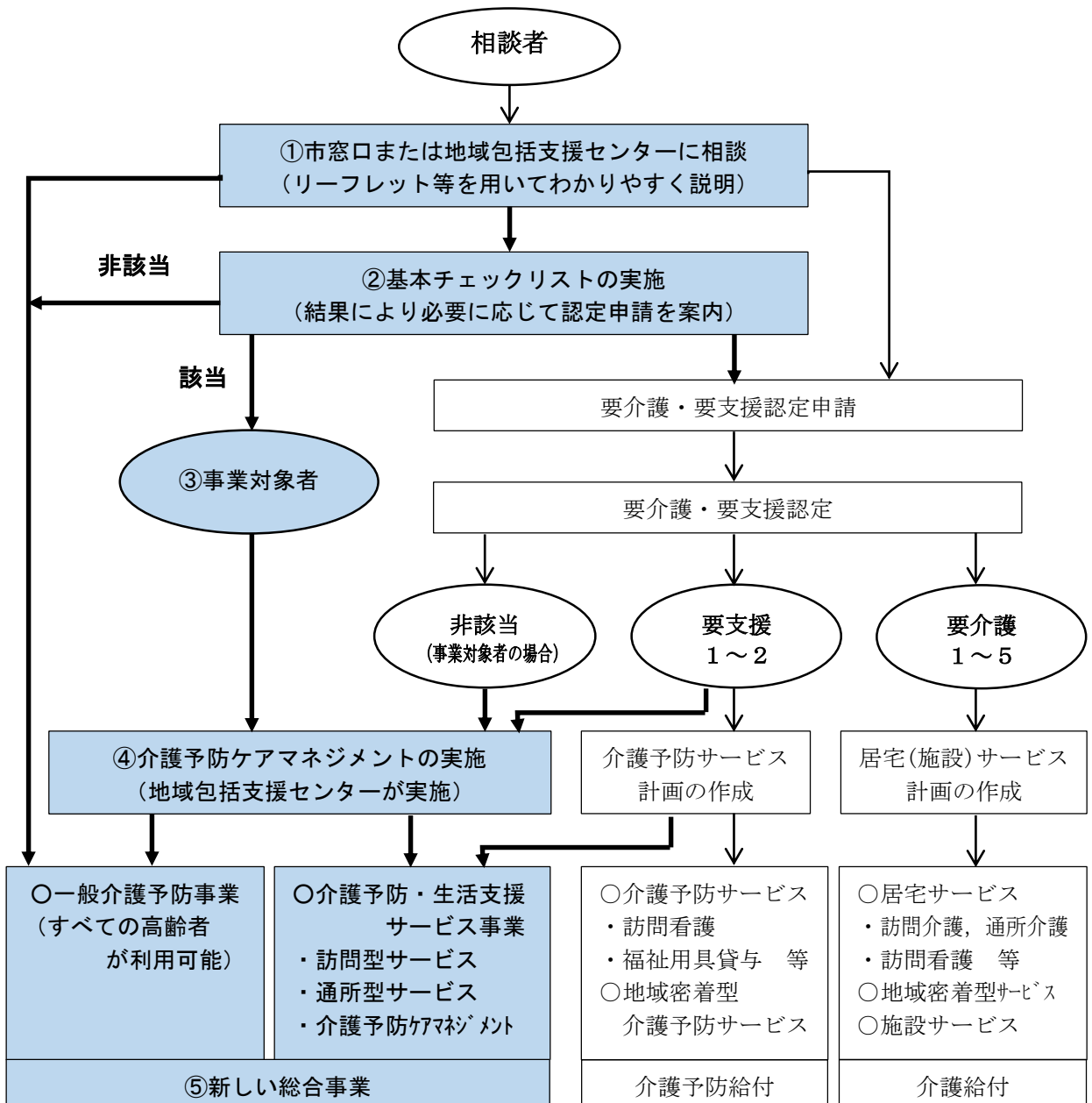
### (3) 一般介護予防事業

一般介護予防事業		
種 別	(1) 介護予防把握事業	(2) 介護予防普及啓発事業
内 容	閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や、これに資する健康教育、介護予防教室等を開催し、地域における自発的な介護予防活動の育成および支援を行う。
実施方法	高齢者見守りネットワーク事業(※)や地域包括支援センターでの総合相談支援業務等により、対象者の把握に努める。  (※)介護サービス等の未利用者や民生委員との関わりがない等の者に対して、地域包括支援センターが訪問、実態把握を行い、必要に応じて介護サービス利用や定期的な見守り等につなげる事業	(H28 年度実施事業) ①町会や老人クラブ等に対する介護予防や認知症に関する健康教育 ②各種介護予防教室の開催 ア) 転倒骨折予防 イ) マシントレーニング ウ) 水中運動 エ) 認知機能低下予防 オ) 口腔機能向上 カ) 東部地域への出張型教室 ③ご当地体操の制作および普及啓発 ④軽度認知障害 (MCI) スクリーニングテスト ※H29 年度以降も、各事業の実施について検討

## 一般介護予防事業

種 別	(3) 地域介護予防活動支援事業	(4) 地域リハビリテーション活動支援事業
内 容	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	ケアマネジメントや地域の介護予防活動等へのリハビリテーション専門職(※)の関与を促進し、地域における介護予防の機能強化を図る。 (※)理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士を想定
実施方法	(H28 年度実施事業) ①介護予防や認知症予防等に取り組む住民の自主グループ活動を支援 ②骨コツ貯筋くらぶ事業(東部地域対象) ③介護支援ボランティアポイント事業 ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(地域包括支援センターによる健康づくり教室の開催および自主活動化への支援) ※H29 年度以降も各事業の実施について検討するほか、通いの場の拡充に向けて検討	(今後実施を検討) ①アセスメント時やサービス担当者会議等におけるケアマネジメントの支援 ②地域住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言

### (4) 新しい総合事業のサービスの流れ



#### 4 今後のスケジュール

- 平成 29 年 4 月から新しい総合事業を実施するにあたり、今年度に各サービスの内容および事業者の運営基準を策定するほか、当該事業を円滑に実施できるよう、市民および事業者に対する周知等を行う予定であり、主なスケジュールとしては下記のとおりである。

年 度	月	内 容
平成 28 年度	10～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい総合事業実施要綱，サービス基準要綱等の原案の作成</li> <li>・介護予防ケアマネジメントマニュアル案の作成</li> <li>・事業者説明会の開催（訪問介護事業所・通所介護事業所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）</li> <li>・基準緩和型サービスの担い手養成研修の実施</li> <li>・市政はこだてによる周知（1回目）</li> <li>・ホームページの開設 など</li> </ul>
	1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準緩和型サービス事業者の指定受付開始</li> <li>・新しい総合事業実施要綱，サービス基準要綱等の制定</li> <li>・介護予防ケアマネジメントマニュアルの制定</li> <li>・基準緩和型サービスの担い手養成研修修了者と訪問介護事業所とのマッチング</li> <li>・市政はこだてによる周知（2回目） など</li> </ul>
平成 29 年度	4 月	新しい総合事業開始